
論文

2016年改訂 UK 監査事務所ガバナンス・コード

満井 美江

- I はじめに
- II コードの概要と沿革
- III 2016年改訂コードの内容
- IV 我が国への示唆

I はじめに

2015年2月に発覚した東芝不正会計事件では、大手監査法人が会計監査人であったにもかかわらず、不正会計は見逃された。上場企業の会計を巡っては、新規株式公開に際しても不正会計が発覚しており、これらを契機として会計監査への信頼は大きく揺らぐこととなった。金融庁は、2015年10月、「会計監査の在り方に関する懇談会」を設置し、会計監査の信頼性確保のための取り組みについて検討を行い、2016年3月8日、「会計監査の信頼性確保のために」と題する提言（以下、「会計監査の在り方に関する懇談会」提言」という）を公表した。「会計監査の在り方に関する懇談会」提言では、会計監査の信頼性確保に向けて講ずるべき取り組みとして、①監査法人のマネジメント強化、②会計監査に関する情報の充実、③企業不正を見抜く力の向上、④「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック、⑤高品質な監査を実施するための環境整備の5つが掲げられており、監査法人のマネジメント強化については、監査法人の組織的な運営に関する原則「監査法人のガバ

ナンス・コード」の導入が具体的施策の一つとされた。これを受け、金融庁において有識者から成る「監査法人のガバナンス・コード」の検討会が設置され、同検討会の審議を経て、2017年3月、「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）（以下、「日本版コード」という）」が策定・公表されるに至った⁽¹⁾。審議では、監査事務所のガバナンス・コードの先例であるイギリスとオランダのコードが参照されている⁽²⁾。

参照されたイギリスのコードは、2010年、イギリスの高品質なコーポレート・ガバナンスの推進と投資育成のための報告に責任を負っているFinancial Reporting Council（財務報告協議会。以下、「FRC」という）が公表した「UK 監査事務所ガバナンス・コード」（The UK Audit Firm Governance Code. 以下、「コード」という）である⁽³⁾。コードは、2016年7月に改訂版（Audit Firm Governance Code Revised 2016. 以下、「2016年改訂コード」という。2016年9月1日以降に開始される会計年度から適用される）が公表されている⁽⁴⁾。本稿では、この最新版である2016年改訂コードの全文を参照し、改訂された点にも注目しつつ、イギリスにおける最新の監査法人のガバナンス・コードの全容を確認する⁽⁵⁾。そして、策定・公表されて間もない日本版コードとの相違と、イギリスのコードから得られる示唆について若干の考察を試みることにしたい。

II コードの概要と沿革

1 コードの目的、適用範囲および利用者

2016年改訂コードの序文によれば、コードは、一般および特定投資家の間で、監査の価値における信頼（trust）と信用（confidence）を高めることを意図するものとしている。コードは、20以上の上場会社を監査している事務所⁽⁶⁾に適用される。

コードは、上場会社が事務所について報告を行うことができるよう、良い

ガバナンス実施（practice）のベンチマークを提供するもので、その主目的としては、①監査品質を高めるため、②非監査業務も含め、事務所がより広くその評判を確実なものとするを促進するため、③大手事務所がシステムの重大な存在であることに関連し、事務所の破綻のリスクを減じるための3点が挙げられている⁽⁷⁾。

また、コードは、原則として、投資家の利益に向けたものであるが、以下の他の利害関係者にとっても、利益があるとし、具体的には、①取締役（Directors）、特に監査人の指名（appointment）に責任のある監査委員会のメンバー、②監査の規制当局、③監査事務所のパートナーと従業員を特定している⁽⁸⁾。

2 コードの沿革

(1) コードの創設（2010年）

コード創設の沿革は、2007年10月、FRCに助言を提供するために設置された市場参加者によって取りまとめられた最終報告書「監査市場における選択」（Choice in the UK Audit Market Final Report of the Market Participants Group. 以下、「2007年報告書」という⁽⁹⁾）に遡る。上場企業を監査する監査事務所の市場は、世界的にも4つの大規模監査法人の寡占状態にあるが、2007年報告書は、会計監査人が集中していることにより、イギリスの監査市場から4大監査事務所の1つまたはそれ以上が退出するかもしれない不透明さとコストについて、市場参加者の間では非常に懸念されることとなっているため、このリスクを減じるための一方策として、会計監査人の選択を決定する際の取締役会（boards）の説明責任の改善や、監査事務所の監査市場からの退出リスクを減じること等を勧告した⁽¹⁰⁾。FRCはこれを受けて、2007年にThe Institute of Chartered Accountants in England and Wales（イングランド・ウェールズ勅許会計士協会。以下、「ICAEW」という）にコードの

策定を依頼し、ICAEWは、コードを開発するための独立したワーキング・グループを組成した。2010年1月、FRCとICAEWの共同で公表されたコードには、20の原則(principles)と31の規程(provisions)が含まれ、「comply or explain」ベースによって運用する手法が採用されている。コードは、20以上の上場会社の監査を行う事務所に適用することとされた⁽¹¹⁾。

コードには、従来からの要請と実務の体系化のみならず、2つの新たな概念が導入された。第一には、事務所のガバナンス機関における independent non-executives (または INEs。以下、「独立非業務執行役」という)の指名(appointment)、第二には、上場会社の投資家と事務所間の対話(投資家との対話の原則)⁽¹²⁾である。

(2) コードのレビュー(2014-2015年)

その後、2014-2015年の間、FRCはコードの実施状況のレビューを行った。その結果は、以下のとおりである。

i) 監査事務所の採用と取り組み状況

レビューにより、コードは、適用範囲とした事務所すべて(少なくとも範囲外も1つ含まれる)に採用されていたことが判明した。各事務所は、異なる取り組み方法でコードを実施しており、特に、ガバナンス機関における独立非業務執行役の位置づけが異なっていた。なお、FRCは、この分野について統一した取り組みを指示することは意図していない⁽¹³⁾。

ii) レビューにより認識された問題

レビューにより、FRCは多くの問題を認識するに至る。特に強調されているものとして、①コード自体の明確性が不十分、②投資家は、独立非業務執行役の果たす役割について自明ではなく、独立性に懸念を持っている、③投資家との対話は機能していない、とする3点が掲げられた。

FRCは、レビューに従い、監査の良きガバナンスの推進を促し、透明性を高めるため、また、コーポレート・ガバナンス・コードから追加的な規程

を導入する必要性から、コードの内容に多くの変更（原則は変更なし）を加えるに至った⁽¹⁴⁾。また、投資家との対話の原則に関しては、FRC が事務所と投資家の間のより進んだ結びつきを促進するよう働きかけることとし、投資家と全事務所からの独立非業務執行役が出席する会合を準備する（株主と事務所の直接のやり取りを代替するものではない）ことを示した⁽¹⁵⁾。

iii) 透明性報告書のレビューと修正すべき点

FRC は、レビューにおいて特定された他の重要な事項として、透明性が鍵（key）であるともしている。上場会社の監査を行う全事務所は、規則（regulation）により年次透明性報告書の作成が要請されている。当該報告書には、特に、事務所におけるコードの実施に関する情報が含まれている。しかしながら、FRC によれば、これらの報告書は、広範に読まれてはならず、限定的な利益しか得られないコンプライアンス書類として記述されていたことが指摘されている。そして、FRC は、利害関係者への情報提供と同様、（透明性に関する）報告は、説明責任を拡張し、ガバナンスや活動上の問題にリーダーシップの照準を確実に合わせることを助成するものであるとする⁽¹⁶⁾。

FRC は、事務所が透明性報告書を修正すべき点を特定した。具体的には、投資家、規制当局および他の株主により関連する内容を含むべきとし、特に、コードを適用する事務所に対し、コーポレート・ガバナンス・コードが要請する公正さ、バランスがとれていること、理解しやすいものとなっていることを確実にする様、要請している⁽¹⁷⁾。

また、透明性報告書には、以下6点を含むべきとした。①適切な KPIs に対する業績を含めた事務所の取締役会（Board）と独立非業務執行役の業務に関する報告、②独立非業務執行役および／または公益委員会からの別途の報告書（事務所のいくつかは既にこれを行っている。この報告書は、報告期間に渡り、UK のビジネスではより広く一般的に行なわれているのと同様

に、独立非業務執行役または公益委員会がどのようにUK監査実務を監督(oversee)したかの説明を含めなければならない)、③取締役会と独立非業務執行役が、組織を通じて適切な文化が浸透していると満足できるために実行したこと、④事務所が独立非業務執行役の位置づけを選択した理由と、どのようにそれが監査の品質を確保することによって公益に資すると信じるに至ったかの説明、⑤取締役会と独立非業務執行役が、年間に渡り、前述のとおり定義されたコードの目的を満たすために、どのように活動したかの記述(statement)、⑥採用した自らのガバナンス構造(structure)に適用されるUKコーポレート・ガバナンス・コードからの規程の詳細と将来において他の選択肢があるかに関する検討の詳細、が列挙された⁽¹⁸⁾。

以上を踏まえ、FRCは、2016年度版コードを公表するに至った。今後は、透明性報告書の定期レビューを行い、そのなかでガバナンスにおけるベスト・プラクティスと革新を強調していくとの方針を示している⁽¹⁹⁾。

Ⅲ 2016年改訂コードの内容

1 2016年改訂コードの構成

2016年改訂コードは、「A リーダーシップ」、「B 価値観」、「C 独立非業務執行役」、「D 運営」、「E 報告」、「F 対話」の6つの主たる原則から構成されている。これら6つの主たる原則は、より具体的な2～5つの原則に細分化されて、合計20の原則が掲げられている。そして、それぞれの原則に対応した1～4つの規程、合計で38の規程が設けられている⁽²⁰⁾（詳細は次に述べる）。規程は、一部には抽象的なものもあるが、かなり具体的かつ詳細な機関設計や説明責任を要請するものが多い。なお、2010年創設時のコードと比較すると、20の原則は同じであるが、規程は31から38に増えている。以下、各原則と規程について、2016年改訂コードから追加・差し替えられた点も含めて確認していく。

2 各原則と規程

(1) 「A リーダーシップ」⁽²¹⁾

「リーダーシップ」の原則は、事務所を運営する経営者と経営者を監督するガバナンス構造の設置・設立と権限、および経営者とガバナンス機関メンバーの詳細に関する開示を定めている。原則は、「A.1 所有者への説明責任の原則」と「A.2 経営の原則」に細分化されている。

「A.1 所有者への説明責任の原則」は、「事務所の経営者は事務所の所有者に対する説明責任があり、いずれの個人も自由な決定権を持たない」とするもので、経営者に独任制は認められていないことが明確化されている。この原則には、以下の4規程が付されている。まず、「A.1.1 経営チームの行動を監督するため、意思決定のために特化した、取締役会または同等のガバナンス構造の設立」を行い、そのガバナンス構造の内容として、「A.1.2 透明性報告書におけるガバナンス構造と経営者の運営、義務および決定の種類の記述。それに際して、ガバナンス構造が、監査実務と事務所の双方の監督をどのように行うかを説明」すること、「A.1.3 透明性報告における事務所のガバナンス構造と経営者の全メンバーの指名と役職名、彼らがどのように選出または指名されるか、任期、着任期間、年間の会合出席、関連する職歴詳細についての記述」を行うこと、「A.1.4 事務所のガバナンス構造のメンバーと経営者のメンバーの、公式な厳格かつ継続中の業績評価、定期的再選出または再選択 (re-selection)」を説明することを要請している。なお、A.1.2は、2016年改訂コードで監査実務と事務所の双方の監督が追加され、透明性報告書において、ガバナンス構造が、監査実務のみならず事務所（経営）の双方をどのように監督するか等の説明を行うこととなった。

「A.2 経営の原則」は、「事務所を運営する責任と明確な権限 (authority) のある有効な経営者の設置」である。規程は、「A.2.1 経営者には、非監査業務も含め事務所全体に渡る明確な権限が含まれなければならない、事務所の

ウェブサイトの開示すること」の1規程である。非監査業務を含め事務所全体に責任と権限をもつ経営者の設置を要請するものである。

以上のとおり、コードの定めるリーダーシップとは、事務所における経営者とそのガバナンス構造の創設を必須とし、それぞれの権限やメンバーの詳細（選任・任期、経歴、評価等）を明らかにし、開示を要請するもので、事務所の経営と監督の根幹を規定するものといえる。

(2) 「B 価値観」⁽²²⁾

「価値観」の原則は、事務所全体（ガバナンス構造、経営者および事務所にいる（in）全員）が、公益的な役割を担う専門家意識をもって行動することにより高品質の業務を行い、その実績の把握と開示を行うこと、行為規範の制定、事務所内の開放的な文化について定められている。原則は、「B.1 専門家意識（professionalism）の原則」、「B.2 ガバナンスの原則」および「B.3 開放性の原則」の3つに細分化されている。

「B.1 専門家意識の原則」とは、「事務所は、判断の実施と完全性の価値観の確認、客観的、専門的能力と相当の注意を行使し、信頼性のある専門家として行動することによって、高品質（quality）の業務を行う。その行動は、正しく公益を斟酌し、監査と倫理基準（ethical standards）に適合する方法で行う」ことを要請するものである。原則は、以下の3規程が付されている。「B.1.1 事務所のガバナンス機関と経営者は、事務所の公益的な役割と長期的持続可能性に資する、事務所にふさわしい文化を確立し推進する。とりわけトップからの適切な姿勢（right tone）や、事務所の方針（policy）と実務を通じ、経営者が、高品質の業務、公益と専門家としての判断と価値観のために自己と事務所全体に対し公に確約（commitment）することによって行う」、「B.1.2 ガバナンス・システムの業績にKPIsを導入し、透明性報告書においてこれらに対する実績を報告する」、「B.1.3 ウェブサイトに開示した行動規範（a code of conduct）を遵守し、事務所の全員に適用。取

締役会と独立非業務執行役は、その遵守を監督する」ことを要請するもので、B.1.2は2016年改訂コードにおいて新設、B.1.3は、取締役と非業務執行取締役による監督が追加されている。精神論的な規定ではなく、KPIsの導入と透明性報告書における実績の開示といった具体的な事項を要請している。

「B.2 ガバナンスの原則」は、コードへの公約である。規程は、「B.2.1 監査事務所のガバナンス・コードの原則を内部の行動規範に取り込まなければならぬ」とする1規程のみが付されている。B.1.3でウェブサイトを開示が要請されている行動規範を、事務所内部の行動規範に取り込むことが要請されていることとなる。

「B.3 開放性の原則」は、「事務所は、公益を正しく考慮した高品質の業務を達成すべく、人々に助言し、問題や知識・経験を共有することを促進する開放的な文化を維持しなければならない」とするもので、規程は置かれていない。

以上のとおり、事務所は、専門家意識をトップダウンで、また開放的な文化のもとで全体に浸透させ、その達成状況は業績評価指標を用いて評価して開示すること、コードへの公約（コードを取り込んだ行動規範の策定とウェブサイト開示）が要請されており、コードへの実質的な遵守が規定されている。

(3) 「C 独立非業務執行役」⁽²³⁾

「C 独立非業務執行役」の原則は、コード中、最も詳細に記載され、紙面も割かれている原則である。コードは、独立非業務執行役について、期待する役割を十分に果たさせるため、その独立性、特性、権限、設置人数および権限について、他の原則よりも詳細かつ具体的要請事項が明記され、後述のとおり、独立非業務執行役と締結する契約内容についても詳細に定めている。独立非業務執行役は、コードの要請するガバナンスの実施を担保させる

ための重要な機能として位置づけられているものと考えられる。この原則は、「C.1 独立非業務執行役の関与 (involvement) の原則」、「C.2 独立非業務執行役の特性に関する原則」、「C.3 独立非業務執行役の権限と責任の原則」の3原則に細分化されている。

原則の第一は、「C.1 独立非業務執行役の関与の原則」である。「事務所は、ガバナンス構造に、独立非業務執行役を指名しなければならず、同執行役は、その関与を通じてコードの目的を満足させる事務所の業績を全体に高める」ことを要請している。同原則には、「C.1.1 独立非業務執行役の設置人数」、「C.1.2 ウェブサイトと透明性報告書における開示内容」、「C.1.3 独立非業務執行役の報告」、「C.1.4 倫理パートナーとの連携」の4規程が付されている。以下、4規程を参照していく。

まず「C.1.1 独立非業務執行役の設置人数」であるが、「独立非業務執行役は、少なくとも3名とし、公益の問題を監督する組織 (body) および／または他の事務所のガバナンス構造のメンバーにおいて過半数」とすることが要請されている。そして、「彼らは、彼らの委任事項に関する問題を議論するため、別のグループとして会合を持つ。事務所が、自らの規模または顧客の公開会社数から3名の独立非業務執行役は適さないと考えるならば、透明性報告書においてこれを説明し、少なくとも常時2名を確保する。事務所が経営に国際的アプローチを採用する場合には、UKの業務に集中し、またその市場のためのガバナンスの取り決めに参加するための特定の責任と適切な経験のある少なくとも3名の INEs が必要 (それ以下の人数がより適正であるとする理由を説明しなければならず、その場合も最低2名を要す)」として、少なくとも3名としながらも、大規模でない事務所でも取り組みができるよう配慮するものであろうか、最低常時2名でも可能となる規定となっている。また、コードの適用対象が大規模な国際的事務所であることから、時間的に、また、経験と責任においてイギリスの監査業務において役割を果

たし得る最低3名（十分であることが説明ができれば2名も可）の設置を要請している。2016年改訂コード以前は、独立非業務執行役について、ガバナンス構造における過半数の設置の要請と、独立したグループとして委任された事項について議論を行うことのみが定められていたが、改定後は独立非業務執行役の最低設置人数や必要な属性詳細を追加し、要請レベルが大幅に引き上げられた。

次に、「C.1.2 ウェブサイトと透明性報告書における以下に関する情報の開示」の内容として、「独立非業務執行役の指名、退任および辞任」、「彼らの義務およびそれらの義務を履行することによる取り決め」、「彼らを支援するための事務所の責務（obligations）」、「独立非業務執行役をその地位に選定した理由および方法」、「独立非業務執行役をメンバーに含むガバナンス構造の付託（reference）と独立非業務執行役を含むガバナンス構造の構成（composition）」を要請している。ウェブサイトと透明性報告書（2016年改訂コードにより追加）において、独立非業務執行役の選定理由と方法、指名・退任・辞任、事務所の支援体制等の開示が要請されている。独立非業務執行役の選定理由の開示は、2016年改訂コードで追加されたものである。

さらに、「C.1.3 独立非業務執行役の報告」の規程は、2016年改訂コードで追加されたものである。この規程は、「コードが定義する目的に適合するために、独立非業務執行役がどのような活動を行ったか」を透明性報告書において報告することが要請されている。コードが定義する目的とは、「監査品質の向上」、「非監査業務も含め、事務所の評判をより広く確実なものとすることの支援」、「事務所の破綻リスクを減らすこと」である。透明性報告書における開示として、2016年改訂コードで新設された規程である。

最後の規程は、「C.1.4 独立非業務執行役と、倫理基準（ethical standards）の報告ラインにある倫理パートナー（Ethics Partner）との定期的連絡」であり、これも2016年改訂コードで新設された規程である。

原則の第二は、「C.2 独立非業務執行役の特性に関する原則」で、2016年改訂コードでは、後段に具体的な実質的資格が追加された。この原則は、「独立非業務執行役の注意義務は、事務所に対するものとする」として注意義務を負う対象が事務所であることを明確にし、次いで、その特性を「独立性、人数、評価（stature）、経験および専門的知見の実効性により、事務所の所有者重視を制し（command）、株主の信頼を全般に強化する」ものと規定し、独立非業務執行役の事務所に対する注意義務とは別に、株主からの信頼も強化される特性を要請している。ここでの株主を監査対象となっている株式会社の株主および潜在的株主（今後株主となり得る投資家）を指すものと考えた場合、例えば事務所の効率性や収益性を事務所の所有者から求められても、それによって監査の品質が損なわれないよう、経営者を制御すべきであるということが想定される。さらに、独立非業務執行役の実質的な資格として、「適切な技術と監査及び規制業種の経験のバランスがとれていなければならない。独立非業務執行役の少なくとも1名は、例として、投資家もしくは監査事務所といった会社の財務機能において、監査委員会における役割から得られるような会計および／または監査の能力（competence）が必要」としている。独立非業務執行役のなかに、監査の技術・業務と規制に精通した能力者を求めるもので、レベルの高い要請ではあるが、経営者と同等の実質を備えさせ実効性のある監視を担わせることを意図するものと思われる。この原則に付された規程は、「C.2.1 透明性報告書に監査人としての事務所からの独立性と、事務所とその所有者からの独立性における独立非業務執行役の効果（impact）を評価する基準について記述」を要請する1規程のみで、透明性報告書における独立非業務執行役の事務所からの独立性とその評価の開示が要請されている。

原則の第三は、「C.3 独立非業務執行役の権限と責任の原則」である。独立非業務執行役の権限は、大きく2つの権利として規定されている。一つは

「法または規則が許容する範囲で適切な情報と人々にアクセスする権利」、もう一つは、「独立非業務執行役が、事務所に関する重要な異議について事務所の所有者に報告し、また、最終的に解決に至ることができずに独立非業務執行役が辞任するような場合は、辞任を公告する権利」である。前者は、独立非業務執行役が監督を行ううえで不可欠な当然の権利であろう。後者は、コードが独立非業務執行役の解任手続について言及していない一方で、独立非業務執行役が、事務所との意見対立の結果、辞任せざるを得ない状況を想定し、辞任の理由を公告できる権利を保証しているのは特徴的で、独立性が強化されている。この原則には、各原則に付された規程の数としては最も多い、以下の6規程がある。「C.3.1 任用契約 (a contract for services) の締結」、「C.3.2 任期」、「C.3.3 事務所の方針と手続き以外に行い得る監督の対象」、「C.3.4 賠償保険」、「C.3.5 専門家の助言の利用を含む十分な資源の提供」、「C.3.6 独立非業務執行役と事務所との間で解決がつかない異議の取り扱い手続き開示」で、C.3.2とC.3.3は2016年改訂コードで新設された規程である。以下、6規程を参照していく。

「C.3.1 任用契約の締結」は、「独立非業務執行役との間での権限と義務を記載する任用契約の締結」を要請するものである。規程にはこれ以上の言及がないため、契約内容は各事務所と独立非業務執行役の合意に委ねられることになる。事務所側が独立非業務執行役の権限を制限的なものにする可能性もあるが、契約の締結は義務であるので、いったん会社と独立非業務執行役との間で締結された契約上の独立非業務執行役の権限は、事務所に対し法的裏付けをもってその行使を要求できるものとなっている。

「C.3.2 任期」について、コードは、「特定の期間の指名とし、9年を超える期間については、特に明確なレビューと説明が条件となる」ことを要請している。よって、9年以内が任期として想定されていることとなる。この年限の根拠は示されていないが、現行のUKコーポレート・ガバナンス・コ

一ドにおいて、監査事務所の10年毎の入札が推奨されていることと概ね類似する期間である。また、9年を超えての再任も説明によって認められることも、監査事務所の場合と同様である。

「C.3.3 事務所の方針と手続き以外に行い得る監督の対象」とは、「独立非業務執行役の責任には、以下目的のための事務所の方針と手続きの監督を含むこととするが、それに制約されない」とするもので、その目的として、「監査品質の向上」、「非監査業務も含め、事務所の評判をより広く確実なものとするための支援」、「事務所の破綻リスクを減らすこと」が列挙されている。すなわち、これらの3つは必須であり、特に破綻リスクを減じることが、独立非業務執行役の重要な監督の対象であることは着目すべきである。破綻リスクは、事務所の所有者にとって重大であるが、FRCとしては、上場会社の監査市場が寡占化している現状を踏まえ、それらの監査事務所が1事務所でも破綻した場合に資本市場にもたらされる混乱のリスクを鑑み、独立非業務執行役にこのようなリスク回避方策の一端を担わせている。

「C.3.4 賠償保険」は、「独立非業務執行役がその役割において提起された訴訟 (legal action) に対する相応の賠償保険の付保」を要請するものである。C.3.1が規定する任用契約と同様、規程にはこれ以上の言及がないため、保険の内容は各事務所と独立非業務執行取締役に委ねられることになる。

「C.3.5 専門家の助言の利用を含む十分な資源の提供」とは、「独立非業務執行役それぞれに、独立非業務執行役が彼らの義務を履行するために独立した専門家の助言が必要であると判断した場合、事務所の費用においてそのような助言を利用することも含め、彼らが義務を引き受けるために十分な資源の提供」を要請している。独立非業務執行役に、専門家への助言請求を会社負担により独任制で認めるもので、必要な局面において十分に活用すれば、非常に重要な権限となり得る。

「C.3.6 独立非業務執行役と事務所との間で解決がつかない異議の取り扱い手続きの開示」とは、「独立非業務執行役と事務所の経営チームおよび／またはガバナンス構造のメンバーとの間で解決がつかない場合に、重大な異議の取り扱いに関する手続きを確立し、ウェブサイトを開示する」ことを要請するものである。「C.3 独立非業務執行役の権限と責任の原則」でも述べたが、独立非業務執行役の解任手続についてはコードに規定がない。一方、独立非業務執行役の役割が経営者の監督であるため、経営者やガバナンス構造メンバーとの対立は想定すべき局面である。FRCとしては、各事務所に具体的手続きの制定は委ねるが、ウェブサイトへの開示を要請し、関係者の評価による規律を企図しているようである。

(4) 「D ⁽²⁵⁾ 運営」

「運営」の原則は、事務所のコンプライアンス遵守、リスク・人事管理、内部告発に関連するもので、事務所が取り組むべきものとして、「D.1 コンプライアンスの原則」、「D.2 リスク管理の原則」、「D.3 人事管理の原則」、「D.4 告発 (whistleblowing) の原則」の4つに細分化して要請事項を規定し、各原則には1～4の規程が付されている。

原則の第一「D.1 コンプライアンスの原則」は、「事務所は、専門家意識の基準 (professional standards)、適用される法および規制当局の要請に従わなければならない。運営は、事務所の監査品質と評判を高めるやり方で行わなければならない。独立非業務執行役は、運営の監督に関与しなければならない」とするもので、2016年改訂コードでは、後段（運営の監督への関与）の記載が追加された。規程は、「D.1.1 監査人の独立性も含め、適用される法と規制当局の要請および監査・品質管理・倫理に関する国内外の基準の要請に従うための方針と手続きの確立」、「D.1.2 監査報告書に署名する各グループとして、同じネットワークであるか否かにかかわらず他の監査人への信頼を含め、グループ監査によって監査を行うにおいて適用される基準

に従うための方針と手続きの確立」、「D.1.3 透明性報告書における潜在的および実際上の利益相反を管理するため、どのように方針と手続きを適用するかについての記述」、「D.1.4 事務所の監査業務に関連する監査規制当局により特定された懸念事項に取り組むための行動」を要請する4規程が定められている。コンプライアンス遵守の要請として、法および規制当局の要請への対応・グループ監査・利益相反取引の管理に関する手続きの確立（利益相反取引については透明性報告書による開示も含む）の要請と、規制当局が特定した懸念事項への取り組みを行うよう規定している。開示すべきものとしては、利益相反の管理について、透明性報告書の記述を要請している。

原則の第二は、「D.2 リスク管理の原則」で、「事務所は、事務所を保護し、利害関係者の不安を除去すべく（reassure）、事務所の運営全般に渡る内部統制とリスク管理の強固なシステム（sound system）を維持しなければならない」ことを規定するもので、2016年改訂コード以前では「事務所の所有者の投資と事務所の資産の保護」とされていた文言が、改訂により「事務所の保護と利害関係者の不安の除去」に差し替えられている。この原則には3規程が付され、内部統制とリスク管理システムのレビューと公表、直面している主要リスク（ビジネスモデル、支払能力等）に対する評価について、具体的に行うべき手続きを要請している。「D.2.1 事務所は、少なくとも年1回、事務所の内部統制システムの実効性のレビューを実施する。独立非業務執行役は、事務所における健全な価値観と行動を土台とする適正な文化を推進する。また同様に、レビューに関与し、レビューは、財務、運営およびコンプライアンス統制を含むすべての重要な内部統制と、リスク管理システムをカバーしなければならない」こと、「D.2.2 透明性報告書において、実施された内部統制システムの実効性のレビューについて記述し、適用されたプロセスを要約し、レビューにより特定された重大な失敗もしくは弱点を除去するために必要な行動を実行したか、あるいはしようとしているか

を確認する。財務報告または経営者による解説（management commentary）において公表された重大な問題について、取り扱う重要な内部統制の適用プロセスについても公表する」ことを要請し、「D.2.3 直面している主要なリスクの妥当な（robust）評価を実施する。当該リスクには、ビジネスモデル、将来の業績、支払能力または流動性への脅威を含む（特に UK における監査実務の持続可能性に言及しなければならない）」ことと規定している。D.2.1は、2016年改訂コードで、独立非業務執行役のレビューに「事務所における健全な価値観と行動を土台とする適正なカルチャーの推進」が追加され、D.2.3は、参照先について、かつてFRCが公表したの内部統制に関する「Turnbull Guidance」から差し替えられている。D.2.3は、C.3.3同様、事務所の破綻リスク回避に対応するものであろう。

原則の第三は、「D.3 人事管理の原則」で、「事務所は、本コードの専門家意識、開放性およびリスク管理の原則への確約を支援する、事務所全般に渡る人事管理ための方針と手続きを適用しなければならない」とするもので、2規程が付されている。規程は、「D.3.1 採用、開発活動、目標設定、業績評価、報償、継続、その他の承認・主張・関与の姿勢を通じ、本コードの専門家意識、開放性およびリスク管理の原則への確約をどのように支援するかについて、ウェブサイトにおいて開示」すること、「D.3.2 独立非業務執行役は、公益保護を確実にするための報償とインセンティブの仕組みを含め、人事管理方針と手続きのレビューに関与」することを要請している。2016年改訂コードでは、D.3.2において「公益保護を確実にするための報償とインセンティブの仕組みを含める」ことが追加された。

原則の第四は、「D.4 告発の原則」で、「事務所は、人々が、恐れることなく、事務所の高品質の業務への確約および公益を正しく考慮した方法で専門家意識による判断と価値観への懸念を報告できるよう、事務所内の機密性のある告発の方針と手続きを確立し、適用しなければならない。独立非業務

執行役が納得する効果的な告発手続きを準備しなければならない」とするもので、2016年改訂コードでは、独立非業務執行役の関与が追加された。規程は、「D.4.1 事務所は、独立非業務執行役に対し、告発方針と手続きおよびそれらのウェブサイトにおける開示において生じた問題を報告しなければならない」ことを要請する1規程が付されている。

(5) 「E⁽²⁶⁾ 報告」

「報告」の原則は、事務所内部における報告、コードに関する報告、透明性報告書の公表、報告の品質維持および国際財務報告基準による財務報告に関する原則で、「E.1 内部報告の原則」、「E.2 ガバナンス報告の原則」、「E.3 透明性の原則」、「E.4 報告品質の原則」、「E.5 財務報告の原則」の5原則に細分化されている。

細分化された第一の原則である「E.1 内部報告の原則」は、「事務所の経営者は、所有者と独立非業務執行役を含め、ガバナンス機関のメンバーが義務を果たすことができるよう、適時・適当な方法で、高品質な情報を彼らに提供しなければならない」とするもので、規程は付されていない。2016年改訂コードでは、主語の「事務所の経営者チーム」から「チーム」が削除された他、変更はない。

第二の原則である「E.2 ガバナンス報告の原則」とは、「事務所は、実際にコードの各原則をどのように適用したかを公に報告し、また、コードの規程に従っていると記述するか、従わないと考えた説明を提供しなければならない」ことを要請するもので、以下の2規程が付されている。「E.2.1 ウェブサイトに年次透明性報告書を公表する。当該報告書には、コードの規程A.1.2、A.1.3、B.1.2、C.2.1、D.1.3、D.1.3、D.2.2、E.2.2およびE.3.1によって要請されている開示を含める」、「E.2.2 透明性報告書において、事務所は、採用した自らのガバナンス組織に適用されるUKコーポレート・ガバナンス・コードより追加された規程の詳細を提供する」ことを要請するもので、

E.2.2は新設である。

第三の原則である「E.3 透明性の原則」は、「事務所は、年次ベースの透明性報告において、事務所の業績、状況および見通しに関する解説を公表する」ことを要請するもので、透明性報告書の記載において、以下の2規程が付されている。1規程は、「E.3.1 事務所は、直面している主要なリスクの妥当な評価を実施したことを確認しなければならない。当該リスクには、ビジネスモデル、将来の業績、支払能力または流動性への脅威を含む」とするもので、D.2.3により要請されているリスク管理の原則の一環で行われる評価に対応するものである。もう1規程は、「E.3.2 透明性報告書は、全体として、公正で、バランスが取れ、理解し易いものでなければならない」ことの要請で、2016年改訂コードで新設された。

第四の原則である「E.4 報告品質の原則」は、「事務所は、対外的な報告の品質をモニタリングし、事務所の監査人との適正な関係を保持するため、公式で透明な取り決めを確立しなければならない」ことを要請するもので、「E.4.1 監査委員会を設置し、ウェブサイトにて委員会のメンバー、権利（authority）と義務を明確にした付託条項（terms for reference）を公開する。この義務には、事務所の監査人の指名と独立性に関するものを含む。年次ベースで、監査委員会はその活動およびどのように義務を果たしたか公表する」ことを要請する1規程のみが付されている。この規程による監査委員会の設置義務は、2016年改訂コード以前から要請されていたが、その活動報告の公表主体は事務所であった。2016年改訂コードでは、事務所から監査委員会に変更されており、監査委員会が監査委員会活動について、自ら公表することとなり、法人の監査機関に監査報告書を作成・公表する権限が位置づけられていることとなる。

第五の原則は、「E.5 財務報告の原則」で、「事務所は、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards）またはUK GAAPによ

り容認された財務報告のフレームワークに従って準備された監査済みの財務報告を公表しなければならない」ことが定められている。この原則には、2 規程が付され、「E.5.1 財務報告の報告責任者が誰であることを説明し、事務所の監査人は、その報告責任について、可能であれば広範囲の監査報告基準に従って記述」すること、「E.5.2 継続企業の前提 (going concern basis) の会計を適用しているか、また、必要であれば仮定または限定を付して継続能力に対する重要な不確実性を特定しているかを記述」することが要請されている。

(6) 「F⁽²⁷⁾ 対話」

コードの最終原則は、「対話」である。この原則は、監査対象である株式会社の株主との対話について規定するものであるが、細分化された3つの原則中、コード中では唯一、事務所以外の関係当事者（株主）に要請する2つの原則が含まれている。対話の原則は、「F.1 事務所の対話原則」、「F.2 株主の対話原則」、「F.3 情報を得た議決権行使の原則」で、株主に要請する原則は、F.2およびF.3である。

細分化された原則の第一である「F.1 事務所の対話原則」は、「事務所は、上場会社および監査委員会と同様に、本コードがカバーしている事項に関して、上場会社株主と対話しなければならない。対話は、相互のコミュニケーションと理解を深め、株主の意見、問題および懸念について連絡を取り合うことを確実にするためのものとする」ことを定め、規程として、「F.1.1 ウェブサイトに、方針と手続きを公開する。本コードがカバーしている事柄について上場会社株主および上場会社と対話するための連絡先詳細を含める。また、年間に行われた対話についても報告する。これらの情報公開には、そのような対話における独立非業務執行役の関与の特徴と範囲をカバー」することを要請している。この規程は、2016年改訂コードでは、「年間に行われた対話についての報告」が追加されている。

第二の原則である「F.2 株主の対話原則」は、「株主は、相互のコミュニケーションと理解を高めるために、事務所と対話しなければならない」とするもので、規程は付されていない。

第三の原則は「F.3 情報を得た議決権行使の原則」とするもので、「株主は、監査人の指名および再指名を推奨するプロセスにおいて上場会社と対話しなければならない、また、そのような推奨に関連する議決権を熟慮して行使しなければならない」ことを規定する。株主に要請する第二の原則同様、規程は付されていない。

第二、第三の原則は、2016年改訂コード以前から規定されており、2014～2015年のレビューにおいて、投資家との対話は機能していないことが認識されたことは前述のとおりであるが、2016年改訂では修正されなかった。FRCは、前述のとおり、2017年改訂コードにおいて「投資家と独立非業務執行役との会合を準備する」ことを表明している⁽²⁸⁾。コードは、監査事務所に適用されるガバナンス・コードであって、株主への要請を取り込み、機能させることは難しいであろう。前述のコードの実施状況のレビューにおいても、監査事務所と投資家との対話は機能していないことが認識されている。もっとも、監査事務所には、公益的な役割が要請される。この役割の太宗は、株主と投資家に対して株式会社の財務報告の適正性を担保することにあるが、一方で監査事務所が収入を得るのは、株主（投資家）からではなく監査対象の株式会社からである。そのため、監査事務所が株主（投資家）を意識する機会は、株主代表訴訟の対象となるような事態がなければ、極めて限定的といえるかもしれない。FRCは、2016年改訂コードにおいても、引き続き監査事務所と株主（投資家）との対話を監査事務所のガバナンスのなかに位置づけている。

3 小括

以上、2016年改訂コードの内容を確認してきたが、コードはいわゆるプリンシプル・ベースであるとはいえ、殆どの原則には細かい規程が付され、ルール・ベースに近いともいえる詳細な規定となっている。特に、独立非業務執行役に関しては、公益を監督する組織またはガバナンス構造において独立非業務執行役の設置（2ないし3名）が要請され、権限や責任（情報アクセスと異議公告、各種報告等）が明確化されている他、独立非業務執行役の資格（1名以上は会計・監査の能力を要する）、任用契約の締結、原則として9年の任期、賠償保険付保の整備等、他にも詳細な具体的要請が規程化されている。

ガバナンスに関する構造については、ガバナンス構造は経営者と監査実務の双方を監督すること、監査委員会の設置の要請が明確化されており、また、内部告発の手續整備と開示要請が「運営」の原則に含まれている。

全般として、要請されている実施事項の多くが透明性報告書とウェブサイトの公表対象となっており、監査事務所の顧客でなくともコードの遵守状況を確認できるようになっている。背景には、UK コーポレート・ガバナンス・コードの要請から、株式会社が自らの外部会計監査人（または任用したい外部会計監査人）である監査事務所を評価できる仕組みが必要であり、その点からも開示は不可欠な要請となっていることがある。

IV 我が国への示唆

1 日本版コードの概要

前述のとおり、我が国においても2017年3月、金融庁より日本版コードが公表された。日本版コードの詳細や分析は本稿の主目的ではないので、端的に概要を述べるにとどめる。日本版コードは、「comply or explain」の手法を想定し、5つの原則（「監査法人が果たすべき役割」、「組織体制」①：監査

法人の経営機能]、「組織体制②：監査法人に確保すべき第三者の役割]、「業務運営]、「透明性の確保]と、それぞれの原則に付された3～5つの指針で構成されている。策定過程としては、みずほフィナンシャルグループ取締役を座長とし、新日鐵住金執行役員、大和総研専務理事、弁護士、公認会計士、日本公認会計士協会会長の各1名と、会計を専門とする学者2名の計8名からなる「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」において、平成28年7月から12月の間、5回に亘る検討会が実施され、最終的に10頁の文書にまとめられたものである。

上記の5原則は、平成28年12月15日に金融庁が公表した日本版コードのパブリック・コメント募集の解説によれば、「監査法人がその公益的な役割を果たすため、トップがリーダーシップを発揮すること」、「監査法人が、会計監査に対する社会の期待に応え、実効的な組織運営を行うため、経営陣の役割を明確化すること」、「監査法人が、監督・評価機能を強化し、そこにおいて外部の第三者の知見を十分に活用すること」、「監査法人の業務運営において、法人内外との積極的な意見交換や議論を行うとともに、構成員の職業的専門家としての能力が適切に発揮されるような人材育成や人事管理・評価を行うこと」、「さらに、これらの取組みについて、分かりやすい外部への説明と積極的な意見交換を行うこと」などを規定したものとされている。

2 イギリスの2016年改訂コードとの差異

イギリスの2016年改訂コードの本文は12頁であり、文書のボリュームとしては、日本版コードも同じ程度である。もっとも、その内容を概観するに、イギリスの2016年改訂コードとは大きな開きがあるように思われる。最も大きな差異として、ガバナンス・コードは、その名称に「ガバナンス」を含む以上、ガバナンスに関して規定することが第一の目的であると考えるが、イギリスの2016年改訂コードが、まさに経営を監督するためのガバナンス構造

の詳細（特に独立非業務執行役員については1原則を割いている）と開示を中心に構成されているのに対し、日本版コードの実質は、監査法人のマネジメント（監査法人の経営機能）に関する記載を中心に構成されている印象を強く受ける点である。この日本版コードの差異の背景には、策定の経緯および目的の違いがあると思われる。

日本版コードの策定は、平成28年3月8日に金融庁が公表した「会計監査の在り方に関する懇談会」提言の一つから実施された施策である。同提言では、監査法人の会計監査の信頼性が問われる状況に至った要因として、「パートナーシップ制による監査法人が、人員が数千人を超える規模となり、経営陣によるマネジメントが規模の拡大と組織運営の複雑化に対応しきれていないことが、監査の品質確保に問題を生じさせている主な原因の一つ」としており、「実効的なガバナンスの確立」の必要性に言及しつつも、まずはそもそも法人の組織的運営を機能させるための体制づくりからの着手となり、その結果、日本版コードはマネジメント（経営）について主に規定することとなったようである。

イギリスのコードの策定経緯は、前述のとおり、4大監査事務所の寡占状態にある監査事務所市場における1監査事務所またはそれ以上の監査事務所の退場リスクを減じることを目的とする施策の一環であり、すなわち監査事務所の資本市場を担う公益性から要請されたものである。だからこそ、監査事務所のみならず、監査事務所を選定する上場会社を含む資本市場参加者にとっても、監査事務所に対してガバナンスに関する具体的かつ詳細な要請事項が明確に規定され、それら事項への監査事務所の対応状況の開示を義務付ける規定が整備されたコードとして策定する必要があったと考えられる。

また、イギリスのコードは、UKコーポレート・ガバナンス・コードとの連携が図られているが、日本版コードには、2015年3月に公表された日本版コード・ガバナンス・コードとの関係性は考慮されていない。この点も、日

本版コードは、資本市場を担う監査事務所の公益的な位置づけの意識が薄いように思われる。

その他の差異としては、透明性報告書の作成・開示が義務付けられているイギリス・EU加盟国⁽²⁹⁾と異なり、我が国では、透明性報告書に関する開示規定がないことから、日本版コードでは、「原則5 透明性の確保」の指針5-1で、「監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書、例えば「透明性報告書」といった形で、わかりやすく説明すべきである」と定めるにとどまっており、開示内容の充実が図られるかは監査法人次第となっている。

3 日本版コードへの示唆⁽³⁰⁾

前述のとおり、日本版コードは、ガバナンスというよりもマネジメント（経営）を中心に規定する内容のコードとなっており、イギリスのコードを参照したとしつつも、本来の目的である経営を監督するためのガバナンスに軸足を置いたコードとは評価し難い。大規模監査法人が、会計監査の品質の維持・向上を実現するためには、組織的運営体制の整備とともに、その運営（経営）の監督の機関およびその機関に実効性のある権限と開示義務の制度は不可欠である。

また、日本版コードにおいて、「監査法人に外部の第三者を構成員として含む監督・評価機関の設置」についての要請はあるものの、その監督の内容は「経営機能の実効性を監督・評価する」もので、第三者の役割は「評価への関与」に過ぎない。イギリスのコードに規定されている経営者の監督構造と、その監督構造の機能の中心として監督権限と報告義務を備えた独立非業務執行役の設置は、日本版コードに不足している監査法人のガバナンスに係る制度化において、導入を検討すべきものと思われる。

更に、日本版コーポレート・ガバナンス・コードは、補充原則3-2①において、監査役会に外部会計監査人の評価基準の策定と、独立性と専門性を有しているか否かの確認を要請している。イギリス同様、日本版コードも連携が図られて然るべきであろう。

透明性報告書についても、我が国資本市場がイギリス・EUの資本市場と同レベルの品質を備えるためには、監査法人の裁量任せではなく、制度化は不可欠であり、制度と連携した日本版コードに改正していくことが望まれる。

- (1) http://www.fsa.go.jp/news/28/sonota/20170331_auditfirmgovernancecoad.html
- (2) 日本版コードの概要については、立案担当者が解説した野村昭文「「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)の概要」会計・監査ジャーナル745号28頁以下(2017)を参照。同論文によると、日本版は海外の例も参考にしたが、わが国の監査法人の実情に即したコードとすることが重要であるとの検討会の意見を踏まえ、マネジメントによるリーダーシップの強化に重点がおかれていること、ITの活用推進を記載している点が、我が国独自のものとなっているとされている。
- (3) <http://www.icaew.com/en/technical/corporate-governance/audit-firm-governance-code>。なお、本文中、2016年改訂版コードを確認する記載において、原則・規程中に表記される「コード」は、2016年改訂版コードを指している。
- (4) <https://frc.org.uk/auditors/audit-assurance/audit-firm-governance-code>
- (5) コードの概要を簡潔に紹介する論文としては、林隆敏「イギリスにおける監査事務所のガバナンス・コード」監査660号9頁以下(2016)、町田祥弘「監査法人のガバナンス・コードの在り方」青山アカウンティング・レビュー第6号35頁以下(2016)、同「質を高めろとはいうけれど……じっくり語ろう監査のはなし 第10回 監査法人のガバナンス・コードで品質は高まりますか？」企会69巻2号72頁以下(2017)がある。
- (6) *See supra* note 4, at 1.
- (7) *Id.* at 1.

- (8) *Id.* at 1.
- (9) <https://www.iasplus.com/en/binary/uk/0710auditmarketreport.pdf>
- (10) *Id.* at 3.
- (11) *See supra* note 4, at 1.
- (12) *Id.* at 1.
- (13) *Id.* at 1.
- (14) *Id.* at 2.
- (15) *Id.* at 2.
- (16) *Id.* at 2.
- (17) *Id.* at 2.
- (18) *Id.* at 2.
- (19) *Id.* at 3. なお、FRC は、事務所が透明性報告書の作成するにあたり、コーポレート・ガバナンス・コードとの関連性を確認できるように、詳細なチェックリストを別添2（Appendix 2）に用意している。
- (20) 一部の原則では、原則のみで規程がないものもある。具体的に規定するに至らないが、事務所に要請したいカルチャーに関するもの（B.3）、具体的手法が明確に定まっていないか事務所に委ねていると思われるもの（E.1、F.2～3）の4原則である。
- (21) *See supra* note 4, at 4.
- (22) *Id.* at 4～5.
- (23) *Id.* at 5～7.
- (24) UK コーポレート・ガバナンス・コードでは、外部会計監査人に関し、適正な関係の維持について公式かつ透明な仕組みを確立することを要請しており、外部会計監査契約を少なくとも10年毎に入札にかけることや、年次報告書に外部会計監人の任命・再任に関する説明を記載すべきことを要請している（C. 3. 7～8）。
- (25) *See supra* note 4, at 7～8.
- (26) *Id.* at 8～9.
- (27) *Id.* at 9～10.
- (28) *Id.* at 2.
- (29) EC の指令として2006年に公表された DIRECTIVE 2006/43/EC では、法定監査事務所に年次透明性報告書の公表を義務付けた。FRC はこれを受け、2008年にこの指令を内国化するため、2006年会社法第1240条に定める法定会計

監査役の開示書類に関し国務大臣が制定する規則として、「THE STATUTORY AUDITORS (TRANSPARENCY) INSTRUMENT 2008」を公表し、同年4月以降開始の事業年度から、透明性報告書の開示を制度化している。

- (30) 町田・前掲注(5)でも、イギリスのコードを踏まえ、以下の日本版コードの相違と課題が指摘されている。①透明性報告書が定着しておらず、監査法人の裁量に委ねられている部分が多い、②イギリスのコードの適用対象である監査事務所の上場企業カバー率は95%であるが、日本版コードの適用対象監査法人のカバー率は84.6%で若干低い、③コーポレート・ガバナンス・コードとの連携がなく、「独立性を有する第三者」の人数・属性要件も規定されていない、④コード策定の目的が、イギリスでは、監査法人を選定するため、ガバナンスの強化とその透明性を図ることであるのに対し、我が国では、「監査法人のマネジメント強化」の一環であること。